令和7年度(2025年度) 函館市保育料基準額表 (保育認定0~2歳児クラス)

1. 本基準額表の対象者

<u>令和4年4月2日以降に生まれたお子さん</u>(3歳未満児)が対象です 令和7年度中に満3歳に達したお子さんは、令和7年度末(令和8年3月)までこの保育料基準額表の保育料がかかります。

2. 保育料の決定方法

保育料は、世帯の市町村民税額(4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分は当該年度)の課税状況や保護者の市町村 民税所得割額の合計額をもとに階層を認定し、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)や世帯の状況等によって決定します。 保育料算定の市町村民税所得割額は、下記の税額控除によって減税されている場合、これらの金額を足し戻した額(減税前の 額)で計算します。

· 住宅借入金等特別税額控除 ·配当控除 ・配当割額・株式等譲渡所得割額控除

·寄附金税額控除 ·外国税額控除

3. 多子世帯の保育料軽減 生計を一にする子どもが2人以上いる場合は、年齢の高い子どもから第1子、第2子と数え、第2子以降の保育料は無料となります。(子どもの年齢は問いません。) 生計を一にする子どもが別居している場合は、生計を一にしていること(仕送りをしている等)を記載した申立書の提出が必

要となります。

なお,生計を一にする子どもが函館市外に居住している場合は,教育・保育給付認定保護者またはその配偶者の子どもである ことが確認できる書類(戸籍謄本等)も必要となります。

4. 課税状況が確認できない場合

未申告等により保育料の決定に必要な課税状況が確認できない場合は、最高階層D17の保育料で決定します。 非課税の場合も非課税であることを申告いただく必要があります。

5. 保育料を知りたい場合

市では、お子さまの保育所等への入所決定後に保育料を算定しています。 入所決定前におおよその金額が知りたい方は、 函館市公式LINEのサービス もしくは、子どもサービス課の窓口にて確認できます。 窓口にお越しになる場合は、来庁する保護者本人の写真付き身分証明書を持参してください。

保育料試算



(単位:円/月)

				3歳未満児(0~2歳児クラス)					
				右記以外の世帯			ひとり親・障がい者世帯		
階層区分			第1子		第2子以降	第1子		第2子以降	
				標準時間	短時間	標準時間 短時間	標準時間	短時間	標準時間 短時間
A 生活保護世帯または支援給付世帯 ※1			0	0		0	0 0		
B 市町村民税が課税されていない世帯									
C1 市町村民税均等割のみ課税されている世帯			7, 800	7, 600		3, 900	3, 800 * ²		
C2			24, 300円未満	12, 300	12, 100		6, 150	6, 050	
C3		24, 300円以上	48,600円未満	16, 700	16, 400		7, 850	7, 700	
D1		48,600円以上	53, 100円未満	20, 400	20, 000		9, 000	9, 000	
D2	市町村民	53, 100円以上	62, 100円未満	21, 800	21, 400		9, 000	9, 000	
D3		62, 100円以上	77, 101円未満	25, 100	24, 700		9, 000	9, 000	
		77, 101円以上	80,600円未満				25, 100	24, 700	
D4	税 所	80,600円以上	98,600円未満	28, 500	28, 100		28, 500	28, 100	
D5	得	98,600円以上	116,600円未満	32, 900	32, 300		32, 900	32, 300	
D6	割	116,600円以上	134,600円未満	36, 400	35, 800	0	36, 400	35, 800	0
D7	額が	134,600円以上	158, 200円未満	40, 000	39, 400		40, 000	39, 400	
D8	課	158, 200円以上	171,900円未満	43, 600	43, 000		43, 600	43, 000	
D9	税	171,900円以上	294, 900円未満	47, 600	46, 700		47, 600	46, 700	
D10	され	294, 900円以上	366, 900円未満	51, 700	50, 800		51, 700	50, 800	
D11	て	366, 900円以上	416, 400円未満	55, 800	54, 900		55, 800	54, 900	
D12	い	416, 400円以上	456,600円未満	59, 700	58, 500		59, 700	58, 500	
D13	る世	456, 600円以上	491, 700円未満	64, 400	63, 200		64, 400	63, 200	
D14	帯	491,700円以上	523,800円未満	69, 000	67, 800		69, 000	67, 800	
D15		523,800円以上	556,800円未満	73, 700	72, 100		73, 700	72, 100	
D16		556,800円以上	589,800円未満	78, 400	76, 800		78, 400	76, 800	
D17		589,800円以上		86, 200	84, 600		86, 200	84, 600	

^{※1} 階層区分のAに該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自 立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。

^{※2} 太枠で囲まれた市町村民税所得割額77,101円未満(階層区分C1~D3の一部)のひとり親・障がい者世帯は、第1子の保育料が軽減された金額となっ ております。